

議案説明資料

令和6年第1回市議会（定例会）

議案第1号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案 … P 1

議案第19号 福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業に係る契約の一部変更について … P 9

令和6年2月
教育委員会

議案第1号 令和5年度 福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

一 令和5年度 福岡市一般会計補正予算事項別説明書(教育委員会所管分)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
6	19款 国庫支出金	2項 国庫補助金	11目 教育費金 国庫補助金	2,255,704	2,010,921	4,266,625
11	26款 市債	1項 市債	11目 教育債	8,114,000	6,557,000	14,671,000
	その他の科目 (本補正外)			34,756,710	—	34,756,710
合計				45,126,414	8,567,921	53,694,335

説 明
学校施設環境改善交付金 学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく交付金の追加
学校建設債 学校建設事業に充当する起債の追加

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	12款 教 育 費	139,224,179	8,921,084	148,145,263	2,010,921	6,557,000
30	3項 小・中学校 建設費					
5		11,207,850	6,100,897	17,308,747	1,361,561	4,467,000
33	1目 小 学 校 費 建 設 費					
32	3項 小・中学校 建設費					
.		5,434,163	2,071,128	7,505,291	459,205	1,535,000
33	2目 中 学 校 費 建 設 費					
32	5項 特 別 支 援 費 学 校 費					
.		9,879,647	749,059	10,628,706	190,155	555,000
33	1目 特 別 支 援 費 学 校 管 理 費					

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	8,567,921	353,163	
—	5,828,561	272,336	<p>1. 小学校建設費</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 6,051,653 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 1,356,438 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 4,433,000 千円 学校建設債 〕</p> <p>○ 学校規模適正化事業の追加 49,244 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 5,123 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 34,000 千円 学校建設債 〕</p>
—	1,994,205	76,923	<p>2. 中学校建設費</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 2,071,128 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 459,205 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 1,535,000 千円 学校建設債 〕</p>
—	745,155	3,904	<p>3. 特別支援学校管理費</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 749,059 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 190,155 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 555,000 千円 学校建設債 〕</p>
事業概要(補正の内容・理由)			
<p>国の補正に伴い、大規模改造事業や外壁改修事業等に係る経費について、計上するもの。</p>			

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	その他の科目 (本補正外)	112,702,519	—	112,702,519	—	—
	合 計	139,224,179	8,921,084	148,145,263	2,010,921	6,557,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	—	—	
—	8,567,921	353,163	

二 繰越明許費補正

款	項	目	事業名
(12) 教育費	3. 小・中学校建設費	1. 小学校建設費	校舎等整備事業(小)
(12) 教育費	3. 小・中学校建設費	1. 小学校建設費	アイランドシティ地区 新設校整備
(12) 教育費	3. 小・中学校建設費	1. 小学校建設費	学校規模適正化事業
(12) 教育費	3. 小・中学校建設費	2. 中学校建設費	校舎等整備事業(中)
(12) 教育費	4. 高等学校費	1. 高等学校管理費	校舎等整備事業
(12) 教育費	5. 特別支援学校費	1. 特別支援学校管理費	校舎等整備事業

三 地方債補正

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
学校建設債	千円 7,858,000	千円 14,415,000

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 12,387,551	千円 64,792	千円 6,411,590	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
4,562,363	—	40,327	工期の都合により、年度内に完了しないため。
328,197	62,300	111,544	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
6,731,525	334,740	2,533,398	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
735,562	—	83,001	工期の都合により、年度内に完了しないため。
1,005,642	38,350	787,409	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。

説明
学校建設事業に充当する起債の追加

議案第 19 号 福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業に係る契約の
一部変更について

契約件名	福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業
理 由	本件は、福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業において、市立春住小学校の建替えに伴い、同小学校に設置していた空調設備について維持管理業務の対象から除外するため、当該事業に係る契約の契約価額を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成 2 7 年 3 月 1 6 日
契約の相手方	福岡市中央区薬院二丁目 3 番 41 号 株式会社 F T S パートナーズ
事業内容	対象校の対象室における空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務及び移設等業務
契約変更価額	<p>○変更後 <u>1,914,229,869 円</u></p> <p>ただし、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。</p> <p>〔元議決 1,904,572,906 円。ただし、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。〕</p> <p>(参考) 物価又は金利の変動等により変更した令和 3 年 9 月 9 日現在の契約価額は、 1,916,453,644 円である。</p>
履行場所 (事業用地)	福岡市東区、博多区及び南区の市立小学校 34 校の普通教室 744 教室
履行期間 (事業期間)	平成 2 7 年 3 月 1 6 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業契約の変更内容について

1 事業契約の変更理由

東部地域小学校空調整備 P F I 事業対象校の 1 校である春住小学校の建替に伴い、既存校舎に設置していた空調設備の維持管理が令和 6 年度以降不要なことから、事業契約書に基づき、維持管理のサービス対価を減額するもの。

※サービス対価・・・市が事業者を支払う設備整備や維持管理の費用。

本事業のサービス対価は、空調整備に係る設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価で構成。

2 契約変更価額の算定

- (1) 設計・施工等のサービス対価は、事業契約書第 73 条 2 (1) の規程に基づき、変更なし。
- (2) 維持管理のサービス対価は、事業契約書第 73 条 2 (2) の規程に基づき、契約一部解除分の支払額を変更（減額）。

維持管理のサービス対価 算定方法 (税抜)

項目	金額	計算式
入札内訳書における春住小学校の維持管理業務額(ア)	5,040,323 円	
入札内訳書における全校の維持管理業務合計額(イ)	250,000,000 円	
令和 6 年度以降の維持管理サービス対価合計額(ウ)	100,272,063 円	
維持管理サービス対価の減額 (エ)	2,021,614 円	(ア)÷(イ)×(ウ)

3 サービス対価増減額

(1) 増減額 2,223,775 円 (税込) の減額

(2) 内訳

(税込)

	変更前	増減額	変更後
空調設備に係る設計・施工等のサービス対価	1,538,250,265 円	0 円	1,538,250,265 円
維持管理のサービス対価	378,203,379 円	▲2,223,775 円	375,979,604 円
合計	1,916,453,644 円	▲2,223,775 円	1,914,229,869 円

<参考> これまでの契約価額の改定について

本契約は事業契約書に基づき、これまで、物価又は金利の変動等により契約価額の改定を行っている。

【改定事績】※当初議決額 1,904,572,906 円 (平成 27 年 3 月 16 日)

(税込)

改定日	増減額	改定後の契約総額	増減理由
平成 27 年 9 月 1 日	▲ 1,219,641 円	1,903,353,265 円	金利変動
令和元年 10 月 1 日	5,139,278 円	1,908,492,543 円	消費税率引上げ
令和 3 年 9 月 9 日	7,961,101 円	1,916,453,644 円	物価変動

※<契約書抜粋>

(対象校の統合整備等に伴う一部解除)

第 73 条 第 58 条に基づき、空調設備が別の対象校の普通教室等に移設されない場合には、当該移設されない空調設備に関する契約は一部解除できる。

2 前項に基づき本契約が一部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、解除の対象となった空調設備の設計・施工等のサービス対価についても、乙に対し、第 64 条に規定する支払方法に従って支払う。ただし、解除の対象となった空調設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない空調設備がある場合、当該空調設備については、前条第 3 項第 2 号イを準用する。
- (2) 甲は、一部解除の対象となった空調設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の乙に対する支払を免れる。
- (3) 甲は、乙に対し、本契約の一部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償し、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。